平成２４年（フ）第１３号
北海道稚内市緑１丁目10番23号　コーポ小川２号
債務者　澤田　　清
1　決定年月日時　平成24年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月３日まで
旭川地方裁判所稚内支部

平成２４年（フ）第５５号
岩手県花巻市中北万丁目647番地７、前住所岩手県花巻市高木第20地割200番地369
債務者　阿部　　修
1　決定年月日時　平成24年８月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月３日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２４年（フ）第１７７号
群馬県高崎市上佐野町347番地１
債務者　小山　啓子
1　決定年月日時　平成24年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月３日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第１８５号
群馬県高崎市金井淵町150番地６
債務者　柴田　重弘
1　決定年月日時　平成24年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月３日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第１８７号
群馬県高崎市八幡町966番地11
債務者　須藤　公策
1　決定年月日時　平成24年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月３日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第４５２号
埼玉県川越市砂新田２丁目11番地１ヴァン・リュイール402号室
債務者　眞崎　　恵（旧姓清田）
1　決定年月日時　平成24年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月３日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第２１５号
埼玉県熊谷市新堀新田12―４　デイサービスセンター八幡内、住民票上の住所埼玉県熊谷市石原１丁目36番地６
債務者　小嶋　秀夫
1　決定年月日時　平成24年８月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月３日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第２１６号
埼玉県熊谷市玉井４丁目53番地
債務者　田嶋　智美（旧姓小嶋）
1　決定年月日時　平成24年８月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月３日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第２９２号
埼玉県深谷市緑ケ丘11番38号　関根ホームズＢ号棟、前住所埼玉県深谷市大字田谷122番地３　サンハイツ蘭Ｂ―101号
債務者　池田　一江
1　決定年月日時　平成24年８月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月３日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第２８６号
新潟市北区松浜４丁目3607番地314
債務者　中川　雄也
1　決定年月日時　平成24年８月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月３日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３１３号
新潟市中央区礎町通２ノ町2081番地
債務者　志賀　徳恵
1　決定年月日時　平成24年８月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月３日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１０号
京都府福知山市字猪崎757番地の１
債務者　野村　昌男
1　決定年月日時　平成24年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月３日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２４年（フ）第４０１２号
大阪市東淀川区北江口４丁目２番15号
債務者　太田　勇次
1　決定年月日時　平成24年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４２２３号
大阪市阿倍野区相生通１丁目６番13号
債務者　片山　聖美
1　決定年月日時　平成24年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５７６号
堺市北区中百舌鳥町４丁56番地　サンライズ中百舌鳥302号
債務者　中村千恵子（旧姓辻）
1　決定年月日時　平成24年８月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第７１３号
大阪府羽曳野市恵我之荘５丁目１番17―302号
債務者　エイ・エム・ウェルドこと　建石　明生
1　決定年月日時　平成24年８月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第７３２号
堺市北区百舌鳥西之町１丁27番地１　１―504号、住民票上の住所堺市西区草部1021番地　10棟206号
債務者　東　　正和
1　決定年月日時　平成24年８月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係